

一般財産形成預金

水 沢 信 用 金 庫

平成24年7月1日現在

1.商品名(愛称)	・ 一般財産形成預金(一般財形預金)〈期日指定定期預金、複利型〉
2.販売対象	・ 財形貯蓄取扱契約先企業の勤労者の方
3.期間、預金種類等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積立期間3年以上です。 ・ この預金は、一口の期日指定定期預金(複利型)としてお預りします。 ・ この預金は、預入れ明細ごとの最長預入期限(預入日の3年後の応答日)に元利金の合計額をもって自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。 ・ 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨の申出が必要です。
4.預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与または賞与からの天引き預入れ ・ 1回あたり1,000円以上 ・ 1円単位
5.払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ この預金は、次に定める満期日以降に支払います。 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この預金の全部または一部について据置期間満了日から最長預入期限までの任意の日を指定できます。満期日を指定するときは、その1ヶ月前までに取扱店への通知が必要です。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額となります。 ・ 詳しくは窓口でお問い合わせください。
6.利 息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利 ・ 利息は預入日からの日数、および預入期間に応じた当金庫所定の期日指定定期預金利率によって1年複利の方法で計算します。 ・ 継続する場合の利息は、継続日に元金に組入れます。 ・ 指定された満期日から1ヶ月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、1年ごとの複利計算となります。
7.税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8.手数料	—
9.付加できる特約事項	—
10.中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について、別表の⑧の預入期間に応じた期限前解約利率によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
11.金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。

<p>12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9時～17時、電話:0197-23-2498、FAX:0197-25-7073)にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記 総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。 また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して、1,000万円までとその利息が保護されます。)